

半田市緑の街並み推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、あいち森と緑づくり税を財源とする「緑の街並み推進事業」を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、市内における緑化の推進を図ることを目的とする。

(補助の対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、別表第1に掲げる対象事業とし、別表第2の緑化施設評価認定表に定める要件を満たすものとする。ただし、次に該当する場合は、対象としないものとする。

- (1) 他の事業により助成を受ける場合
- (2) 緑化事業を行う敷地等について、他の法令等の規定による緑化義務が存する場合（当該義務の範囲内に限り、補助の対象外とする。）
- (3) 土地及び建物に定着していない移動可能なものによる場合
- (4) 事業着手年度の3月15日までに第9条に定める手続が完了できない場合
- (5) 緑化工法又は緑化資材の営業を目的とする場合
- (6) 市街化調整区域内の既存集落以外の地域

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付を受けすることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象者と緑化事業により設置される緑化施設の管理者（以下「管理者」という。）は、同一であること。ただし、補助対象者と管理者が異なる場合において、補助対象者と管理者の間で緑化事業により設置される緑化施設の管理義務を管理者が負う旨の取決めがなされているときは、補助対象者と管理者は、同一とみなす。
- (2) 補助対象者と緑化事業を行う土地又は建物の所有者が異なる場合は、当該所有者の承諾を得ていること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保

険料及び後期高齢者医療保険料の滞納がある者

(2) その他市長が補助金の交付を不相当と認めた者

(補助金額)

第4条 補助金の額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助実施期間)

第5条 補助対象事業の実施期間は、愛知県が実施するあいち森と緑づくり都市緑化推進事業のうち、緑の街並み推進事業の実施期間とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

(1) 事業計画書（様式第2）

(2) 事業費を証明する書類（見積書等）

(3) 事業場所の位置図

(4) 事業に係る図面（計画平面図、緑化方法のわかる図面等）

(5) 施行前の現況写真

(6) 申請者が緑化する土地又は建物の所有者と異なる場合は、緑化施設の管理義務を負う旨の取決書及び当該所有者の承諾書

(7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、補助金交付決定通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けたのちに事業に着手するものとする。

(事業内容の変更)

第8条 補助事業者は、事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに変更承認申請書（様式第4）に事業の変更内容が分かる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、相当と認

めたときは、変更承認通知書（様式第5）により補助事業者に通知するものとする。ただし、補助金の交付額は、前条の規定により通知した交付決定額を限度とする。

- 3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（事業実績報告）

第9条 補助事業者は、事業完了後30日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第6）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1）事業報告書（様式第7）
- （2）事業に係る図面（平面図、緑化構造図等）
- （3）着手前写真、施工中写真、完了写真
- （4）補助対象事業に要した経費にかかる領収書の写し等
- （5）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付額確定）

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合は、書類審査を行うほか、必要に応じて現地調査を行い、事業の成果が補助金交付決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付金の額を確定するとともに、補助金額確定通知書（様式第8）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 前条の補助金額確定通知書を受けた者は、速やかに補助金請求書（様式第9）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（表示板の設置）

第12条 補助金の交付を受けた者は、あいち森と緑づくり税を活用した事業により実施した旨の表示板（様式第10）を事業施行箇所に設置しなければならない。

（緑化施設の維持管理）

第13条 補助金の交付を受けた者は、事業が完了した後においても責任を持って、当該緑化施設を適正に維持管理しなければならない。

(状況の確認)

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者の承諾を受けた上で、事業を施行した敷地等に立ち入り、状況を確認することができる。

(補助金の返還等)

第15条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条に規定する交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、補助金を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段等により補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助金の交付を受けて設置した緑化施設を故意に破壊し、又は緑化施設以外の用途に転用した場合
- (3) 前条の規定による状況確認により、緑化施設の維持管理に著しい瑕疵があると認められる場合

(延滞金)

第16条 前条の規定により、補助金の返還を求められた者が、これを納期日までに納付しなかったときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第19条第2項の規定に準じて算出した延滞金を納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(財産の処分の制限)

第17条 補助金の交付を受けた者は、当該事業から取得した財産を市長の承認を受けずに処分してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間を経過した場合は、この限りでない。

2 補助金の交付を受けた者が前項の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、市長は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

補助金交付額 10万円≦補助金交付額≦500万円とする。 補助金交付額≦交付対象経費×1/2とし、下表に示す補助金交付限度額以下とする。				
対象事業		対象規模	補助金交付限度額	交付対象経費
緑化事業	屋上緑化 壁面緑化	面積50㎡以上	緑化対象面積 ×3万円/㎡	植栽（個体の生育期間が1年から2年程度しか見込めないものは除く。）、植栽基盤、灌水施設及び園路整備に係る費用並びに表示板の設置に係る費用の合計額。ただし、植栽材料費は樹高4.0m以上の樹木単価は15万円/本、樹高4.0m未満の樹木単価は6万円/本を上限とし、園路整備費は、植栽費・植栽基盤費・灌水施設費の合計金額の1/4を上回らない金額を上限とする。
	空地緑化		緑化対象面積 ×1万5千円/㎡	
	駐車場緑化		緑化対象面積 ×2万円/㎡	
	生垣設置	延長15m以上	生垣設置延長 ×5千円/m	生垣及び表示板の設置に係る費用
民有樹林地活用型事業		面積50㎡以上	工事対象面積 ×1万円/㎡	園路整備、柵、ベンチ、自然解説板、案内板に係る費用

備考 緑化対象面積の算出方法は、都市緑地法施行規則(昭和49年建設省令第1号)第9条第1号並びに第2号イ及びロの緑化施設の面積の算出方法を準用する。

別表第2（第2条関係）

緑化施設評価認定表

対象事業		要件
緑化事業	屋上緑化 壁面緑化 空地緑化 駐車場緑化	次の各号のいずれかの要件を満たすこと。 1. 道路から眺望できること。 2. 不特定の人が立ち入って見ることができること。 3. 管理者等の了承のもと、必要に応じて立ち入って見ることができること。
	民有樹林地活用型事業	

緑化事業	生垣設置	<p>次の各号の全ての要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 生垣の接道（公共用道路及び市長がこれに準ずると認める道路に接する）延長が設置した生垣の全体延長の60%以上であること。2. 生垣の高さが、中高木については1.0m以上、低木については0.5m以上であること。3. 樹木の数量が、延長1.0mあたり2本以上であること。4. 樹木は、とげのない、土地と生垣に適した樹種とすること。
------	------	---

様式第1（第6条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

半田市長 殿

申請者 住 所
氏 名

（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

電話番号

補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

事業の名称	半田市緑の街並み推進事業		
事業場所の所在地	半田市		
緑化施設の管理者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
	<input type="checkbox"/> 申請者と異なる 住所 氏名		
緑化施設を設置する敷地等の所有者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
	<input type="checkbox"/> 申請者と異なる 住所 氏名		
緑化対象面積	m ²	生垣の延長	m
見積額	金 円		
交付申請額	金 円		
着手予定年月日	年 月 日	完了予定年月日	年 月 日
見積り業者等			

備考 該当する□の中にレ印をつけてください。

様式第2（第6条関係）

事業計画書

事業名		半田市緑の街並み推進事業					
事業の場所		半田市					
事業予定期間		年 月 日～		年 月 日			
事業費		財源 内訳	交付金申請額				
			申請者負担額				
敷地面積		m ²					
緑 化 面 積	屋上緑化面積	m ²					
	壁面緑化面積	m ²					
	駐車場緑化面積	m ²					
	空地緑化面積	m ²					
	計	m ²					
生垣設置延長		m					
樹 種	高木、中木、低木 (樹種名・本数・m ²)	樹種名	本	m ²	樹種名	本	m ²

様式第3（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

半田市長

㊟

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった半田市緑の街並み推進事業補助金については、下記のとおり交付を決定します。

記

- 1 交付決定金額 金 円
- 2 事業完了予定年月日 年 月 日

年 月 日

半 田 市 長 殿

申請者 住 所
氏 名

（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

電話番号

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知がありました半田市緑の街並み推進事業を下記のとおり変更したいので関係書類を添えて申請します。

記

事 業 名	半田市緑の街並み推進事業
事 業 実 施 場 所	
事 業 費	変更前事業費 金 円
	変更後事業費 金 円
交 付 決 定 額	金 円
変 更 理 由	
変 更 内 容	

添付書類

- （1）変更後の事業内容を表した図面等
- （2）変更後の事業に要する経費の見積書

様式第5（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

半田市長

⑩

変 更 承 認 通 知 書

年 月 日付けで変更承認申請がありました半田市緑の街並み推進事業の計画について承認します。

様式第6（第9条関係）

実績報告書

年 月 日

半 田 市 長 殿

住 所

氏 名

（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた半田市緑の街
並み推進事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業報告書（様式第7号）
- (2) 事業に係る面図（平面図、緑化構造図等）
- (3) 着手前写真、施工中写真、完了写真
- (4) 補助対象事業に要した経費にかかる領収書の写し等
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第7（第9条関係）

事業報告書

申請者名							
事業名等		半田市緑の街並み推進事業					
事業実施場所		半田市					
事業期間		年 月 日～		年 月 日			
事業費		財源 内訳		補助金申請額			
				申請者負担額			
緑化施設 評価認定 基準	屋上緑化、壁面緑化、空地緑化、駐車場緑化 ※該当基準に○印をつける	1. 道路から眺望できる。					
		2. 不特定の人が立ち入って見ることができる。					
		3. 管理者等の了承のもと、必要に応じて立ち入って見ることができる。					
	生垣設置 ※該当基準に○印をつける	1. 生垣の接道延長が設置した生垣の全体延長の60%以上。					
2. 生垣の高さが、中高木については1.0m以上、低木については0.5m以上。							
3. 樹木の数量が、延長1.0mあたり2本以上。							
4. 樹木は、とげのない、土地と生垣に適した樹種。							
敷地面積		m ²					
屋上緑化面積		m ²					
壁面緑化面積		m ²					
空地緑化面積		m ²					
駐車場緑化面積		m ²					
計		m ²					
生垣設置延長		m					
樹種	高木、中木、低木 (樹種名・本数・m ²)	樹種名	本	m ²	樹種名	本	m ²

様式第8（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

半田市長

印

補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありましたことについては、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

交付確定額 金 円

様式第9（第11条関係）

補助金請求書

年 月 日

半 田 市 長 殿

住 所
氏 名

（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった半田市緑の街並み推進事業補助金を請求します。

1. 請求金額 金 円

2. 振込み金融機関

振込み先金融機関名	預金の種類・口座番号	口座名義
銀行 信用金庫 支店 農協	普通 No. _____ 当座	フリガナ _____

3. 事業名

半田市緑の街並み推進事業

様式第10（第12条関係）

事業表示板

あいち森と緑づくり税を財源とする
「緑の街並み推進事業」により、
の緑化整備を行いました。

年 月
申請者

- 備考
- 1 大きさは、日本工業規格A4以上とする。
 - 2 材質は、耐候性及び耐久性に富み、かつ、容易に破損しないものとする。